

重要事項説明書

「指定通所リハビリテーション」 「指定介護予防通所リハビリテーション」

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(岐阜市指定第 2150180137 号)

当事業所は、ご契約者に対して、指定通所リハビリテーションサービス（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、ご契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1 事業者

- (1) 法人名 医療法人社団ともいき会
- (2) 法人所在地 岐阜県岐阜市昭和町2丁目11番地
- (3) 電話番号 058-253-7717
- (4) 代表者氏名 理事長 小牧 卓司
- (5) 設立年月 平成11年9月

2 事業所の概要

- (1) 事業所種類
指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）岐阜市2150180137号
当事業所は医療法人社団ともいき会介護老人保健施設ケアコートみやこに併設されています。
- (2) 事業目的
指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業所の事業の適正な運営を確保するために、人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供することを目的とする。
- (3) 事業所名称
医療法人社団ともいき会 介護老人保健施設ケアコートみやこ
(指定通所リハビリテーション) (指定介護予防通所リハビリテーション)
- (4) 事業所所在地
岐阜県岐阜市都通3丁目17番地1
- (5) 電話番号
058-255-3377
- (6) 管理者氏名
施設長 今井 龍幸
- (7) 運営方針
事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。
事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (8) 開設年月日
平成17年4月1日
- (9) 事業の実施地域
岐阜市、瑞穂市、北方町、笠松町、岐南町
- (10) 営業日及び営業時間
営 業 日：月曜日から日曜日（年末年始12/31~1/3は除く）
営 業 時 間：午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間：午前9時00分から午後4時30分
- (11) 利用定員：25名

3 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）を提供する職員として、以下の種類の職員を配置しており、必置職については条例の定めるところによる。

（主な職員の配置状況）

医師（管理者）	1名（施設と兼務）
管理栄養士	1名（施設と兼務）
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	1名以上（施設と兼務）
介護職員又は看護職員	3名以上

（主な職員の勤務体制）

	勤務時間
医師（管理者）	午前9時00分から午後6時00分
管理栄養士	午前8時30分から午後5時30分
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士	午前8時30分から午後5時30分
介護職員又は看護職員	午前8時30分から午後5時30分

4 当事業所が提供するサービスと利用料

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

（1）介護保険給付対象サービス

サービスの概要

①食事（ただし、食事代は別途頂きます）

- 当事業所では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供いたします。
- ご契約者の自立援助のため、離床して食事をとって頂く事を原則としています。（ただし、体調不良の方については考慮いたします）

食事時間 12時00分より

②入浴

入浴又は清拭を行います。寝たきりの場合でも機械浴槽を使用して入浴する事ができます。

③排泄

ご契約者（利用者）の排泄の介助を行います。

④機能訓練

理学療法士または作業療法士によりご契約者の心身等の状態に応じて適切な訓練を実施します。

（2）サービス利用料金（1回あたり）

下記の料金によって、ご契約者（利用者）の要介護に応じたサービス利用料から介護保険給付金額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。

医療法人社団ともいき会 介護老人保健施設 ケアコートみやこ

介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション利用料金表

ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払（償還払い）いただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。また居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要とされる事項を記載した「サービス提供書」を交付させていただきます。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせてご契約者の負担額と変更致します。

（介護保険給付対象サービス）

介護保険給付対象サービスの内容は次のとおりとし、介護保険給付対象サービスを提供した場合の利用は、介護報酬告示上の額とし、指定介護保険給付対象サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

（ただし、通常実施区域外送迎費、食費、おむつ代及び日常生活費を除く。）

※地域区分（6級地）により単位数単価が10.33円となります。

介護予防通所リハビリテーション利用料金表

		自己負担額
介護予防通所リハビリテーション費	要支援1	2268単位（1月）
	要支援2	4228単位（1月）
予防通所リハビリ12月超減算	要支援1	-120単位（1月）の減算
	要支援2	-240単位（1月）の減算
科学的介護推進体制加算		40単位（1月）
サービス提供体制強化加算Ⅰ	要支援1	88単位（1月）
	要支援2	176単位（1月）
介護職員処遇改善加算Ⅰ 当施設のご利用料金（実費分を外す）の8.6%		総単位数に8.6%を乗じた算定額

通所リハビリテーション利用料金表

			自己負担額			
通所リハビリテーション	サービス提供時間	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	1時間以上2時間未満	369単位	398単位	429単位	458単位	491単位
	2時間以上3時間未満	383単位	439単位	498単位	555単位	612単位
	3時間以上4時間未満	486単位	565単位	643単位	743単位	842単位
	4時間以上5時間未満	553単位	642単位	730単位	844単位	957単位
	5時間以上6時間未満	622単位	738単位	852単位	987単位	1120単位
	6時間以上7時間未満	715単位	850単位	981単位	1137単位	1290単位
	7時間以上8時間未満	762単位	903単位	1046単位	1215単位	1379単位
入浴介助加算Ⅰ			40単位(1日)			
入浴介助加算Ⅱ			60単位(1日)			
短期集中個別リハビリテーション加算(退院・退所～3ヶ月)			110単位(1日)			
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	開始月～6ヶ月		560単位(1月)			
	開始月～6ヶ月超		240単位(1月)			
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	開始月～6ヶ月		593単位(1月)			
	開始月～6ヶ月超		273単位(1月)			
リハビリテーションマネジメント加算(ハ)	開始月～6ヶ月		793単位(1月)			
	開始月～6ヶ月超		493単位(1月)			
医師が利用者またはその家族に説明した場合			上記に加えて270単位			
若年性認知症利用者受入加算			60単位(1日)			
重度療養管理加算			100単位(1日)			
当事業所が送迎を行わない場合			-47単位(1回)			
科学的介護推進体制加算			40単位(1月)			
退院時共同指導加算			600単位/回			
サービス提供体制強化加算Ⅰ			22単位(1日)			
介護職員処遇改善加算Ⅰ 当施設のご利用料金(実費分を外す)の8.6%			総単位数に8.6%を 乗じた算定額			

(介護保険給付対象外サービス)

以下のサービスは利用料金の全額が利用者（側）の負担でご用意いただくものです。

介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーション共通

	自己負担額
食事代（昼食） 提供させて頂く食事の材料・加工にかかる費用です。	800円
教育娯楽費 ご希望により施設で用意するレクリエーションやクラブ活動等の費用です。（趣味等）	実費相当額
通常実施区域外送迎費 通常の事業実施区域外への送迎にかかる費用です。当事業所から片道18km以上を原則とします。	300円
複写物交付費 ご契約者（利用者）がサービス提供者の記録を閲覧し、複写が必要となった場合の費用です。	10円（1枚）
おむつ代 おむつを使用される方が、施設のおむつを使用した場合の費用です。	実費相当額
日用品費 ご希望により施設で用意する日常生活用品の購入費用です。（例：ちり紙、シャンプー等）	実費相当額

5 利用料金のお支払方法

届出いただいた銀行口座よりサービス提供月の翌月23日に口座振替させていただきます。

6 利用の中止、変更、追加

※利用予定日の前に、ご契約者の都合により通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の利用を中止、変更若しくは新たなサービスを追加することができます。この場合サービス実施日の前日までに事業所にお申し出ください。

※利用予定日の前日までにお申し出がなく、当日になって利用の中止のお申し込みがあった場合、取り消し料として下記の料金をお支払い頂く事があります。ただしご契約者（利用者）の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までにお申し出があった場合：無料

利用予定日の前日までにお申し出がなかった場合：当日の利用料の10%（自己負担相当分）

※サービス利用の変更、追加のお申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者（利用者）の希望する機関にサービスの提供ができなくなった場合、他の利用可能日時をご契約者（利用者）に対して明示して協議いたします。

7 苦情の受付について

当施設の事務室	窓口担当者 ご利用時間 ご利用方法	デイケアリーダー 支援相談員 介護支援専門員 毎日午前9時から午後5時（12月31日～1月3日除く） 電話 058-255-3377
---------	-------------------------	--

月～金 土日祝、12月29日～1月3日除く

岐阜県国民健康 保健団体連合会	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課苦情対応係 電話 058-275-9826 9時から17時
岐阜県庁	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜市藪田南2丁目1番1号 岐阜県健康福祉部高齢福祉課 電話 058-272-1111 9時から17時
岐阜市役所	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県岐阜市司町40番1 介護保険課 電話 058-265-4141 8時45分から17時30分
瑞穂市役所	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県瑞穂市別府1288 福祉生活課 電話 058-327-4123 8時30分から17時15分
北方町役場	所在地 窓口担当 ご利用方法	岐阜県本巣郡北方町北方1323-5 福祉健康課 電話 058-323-1119 8時30分から17時15分
笠松町役場 (福祉健康セン ター)	所在地 窓口担当 ご利用方法	羽島郡笠松町長池408-1 福祉健康センター 電話 058-388-7171 8時30分から17時30分
岐南町役場	所在地 窓口担当 ご利用方法	羽島郡岐南町八剣7-107 健康推進課 電話 058-247-1321 8時30分から17時15分

※送迎通常地域外の利用者様に関しては、住所のある各市町村役場の介護保険担当窓口